

①市へ要望として提出し議会に回答を求めるもの

- 1 高速バスのバスストップをひょうご東条インターに新設してもらい、天神バスストップと交互に止まるようにバス事業者と協議していただきたい。(担当部署:協働部企画協働課)

【回答内容】

バス事業者と協議しましたが、「ひょうご東条インターに高速バスの停留所を新設することは可能ですが、その場合、東条停留所（要望に記載されている「天神バスストップ」の正式名称です。）は廃止することになり、2つの停留所を設置、運用することはできません。」との回答がございました。

- 2 ため池のつり禁止は可能か。法的な漁業権との関係はあるのかを含め可否の確認をお願いしたい。(担当部署:まち・農整備部地域整備課)

【回答内容】

ため池は、底地が加東市名義となっても、各地区が維持管理するものであり、地区において敷地への無断進入の禁止措置が有効と思われます。無断侵入は、軽犯罪法第1条第32号において定められる「入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなく入った者」に当たり、侵入防止柵や進入禁止看板などを設置し「入ることを禁じた場所」であることを明示しておけば、無断侵入行為となり処罰の対象となります。

漁業権との関係につきましては、まず、漁業権とは「一定の水面において、特定の漁業を一定の期間、排他的に営む権利」と定義されています。

ある団体がため池において何らかの漁業(コイ、フナ、ブラックバス等の捕獲又は養殖)を営んでおり、釣り人が釣りをを行うことで漁業に支障をきたしているのであれば、その団体の漁業権を侵害しているの見なし、罰則を適用することは可能であると考えられます。

(漁業法第143条)

そうでない場合、「漁業権の侵害による罰則」という方向性で釣り行為を規制することは困難であると思われます。

- 3 「ミナクル」の案内看板を設置してほしい。(担当部署:地域創造部商工観光課)

【回答内容】

来館者をわかりやすく、かつ安全にミナクルへ誘導できるよう、平成30年度に案内看板を施設周辺(6か所)に設置する検討をしています。

設置箇所及び方法については調整中ですが、既存の標識柱への添架や集合看板への掲載など、南山へ訪れた方の目につきやすい場所を考えております。

4 「まちかど体操」は市の補助がなく地区で負担している。市から助成していただきたい。
(担当部署：福祉部高齢介護課)

【回答内容】

「まちかど体操教室」は、原則「地域での自主的な教室」として活動いただいています。

しかし、この体操教室を開くために、特別な費用を要するもの（下記①②）につきましては、市が負担しておりますので、体操教室開催に対して別途費用が伴うことはないと考えております。

①専門職（健康運動指導士・理学療法士・看護師等）の派遣による体操指導

②体操に必要な物品の貸出し（おもり、血圧計、DVD、ビデオ）

※必要に応じて、イスやDVDプレイヤー（購入準備ができるまで）の貸出しも行っています。

世話人等への謝礼や飲食代があればという現場の声も理解できますが、自主的な教室であるため公費からの支出は難しいことをご理解いただきたいと思います。

なお、老人クラブ活動強化推進事業補助金として、「健康づくり（健康体操等）の実施・普及活動」に対し、年額6,000円の補助金を交付しております。年間を通じた健康増進活動として、まちかど体操の活動費としてご活用いただければと思います。

5 空き家の有効活用について、新たな住民と村の決まり・財産区の問題などが出てくる可能性がある。協定をしている自治会もあると聞くが、具体的に検討するために、その協定のモデル的なものを市で示して欲しい。(担当部署：まち・農整備部地域整備課)

【回答内容】

今後、地域のコミュニティを維持していくために新たに住もうとする方と共に生活することが必要です。協定のモデル的なものを市で示して欲しいとのご要望ですが、自治会の決め事であり、市で定型のモデルを作成し、ご提示することは難しいと考えます。